

# 国立・国定公園の公園区域及び公園計画の変更等に関する パブリック・コメントの実施結果について

## 1 概要

3月24日から4月24日までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について、概要を取りまとめたので公表します。また、中央環境審議会自然環境部会においてもこれらの結果を報告します。

なお、国定公園に対するパブリック・コメントについては、管理を担う関係県とともに回答を作成しました。

## 2 変更案等に対する国民からの意見募集の結果

(意見提出数)

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	1通
合 計	1通

(整理した意見総数)

・今回の変更案に係るもの	13件
合 計	13件

(ご意見と対応方針)

氷ノ山後山那岐山国定公園については資料1のとおりです。

なお、小笠原国立公園、伊勢志摩国立公園、霧島屋久国立公園、二セコ積丹小樽海岸国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園及び西中国山地国定公園(広島県地域)の公園区域及び公園計画の変更にかかるご意見はありませんでした。

## 3 今後の予定(霧島屋久国立公園を除く\*)

平成18年6月	中央環境審議会に変更案を諮問
平成18年6月	中央環境審議会より答申
平成18年7月(予定)	中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

\*霧島屋久国立公園の公園区域及び公園計画の変更については、今秋開催する中央環境審議会に諮問する予定です。

## 添付資料

資料1 氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

氷ノ山後山那岐山国定公園(兵庫県地域)の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
自然再生施設の追加に関するご意見			
1	本計画にブナ林等への自然再生施設の追加を組み入れるべきであると考え。ブナ林等への影響に対する自然再生施設の追加等が今度予定されているのかがいたい。	1	自然再生施設の選定については、貴重な自然の生態系を有している地域のうち、人為的影響が大きく、劣化等の問題が生じていることが明らかであり、自然再生活動が急務であると考えられる地域を選定しました。 ブナ等の広葉樹の再生については、鵜縄溪谷上部の湿地植物群落の集水域のうち、かつてブナ林で現在はササ草原となっている地域を対象に、ササ等の刈り払いによるブナ等の広葉樹林を再生し、保水力を高める計画です。また、上山高原地区においても人工林の伐採と地元の種子から育てたブナ苗の植栽による広葉樹林の再生の取組を行っています。
2	再生施設の追加以前に、大幅な利用制限を含めた利用計画を新たに策定すべきなのではないか。	1	氷ノ山エリアについては自然への人為的負荷を最小限度とし、現在の基本的な環境条件を維持保全する地域とし、「湿原には立ち入らない」、「野草等の採取はしない」、「外から生き物を持ち込まない」などの自然と触れあうときの基本的なルールづくりを行い、ホームページや広報誌等で普及・啓発を行うとともに、現地で指導できる人材を育成しながら適正な利活用を進めていきたいと考えています。
3	再生施設の追加と同時に自然の適正利用に関する啓蒙が必要であると考え。	1	自然再生事業の取組においては、自然の適正な利活用を進めるため、「湿原には立ち入らない」、「野草等の採取はしない」、「外から生き物を持ち込まない」などの自然と触れあうときの基本的なルールづくりを行い、ホームページや広報誌等で普及・啓発を行うとともに、現地で指導できる人材を育成したいと考えています。
4	氷ノ山において、古生沼、千本・古千本の湿地・草原は本国定公園において最重要な場所であることから両所への自然再生施設(立入禁止看板、立入防止策、シカ用の進入防止ネット)を緊急に整備することを希望する。	1	古生沼の湿地植物群落及び古千本・千本杉周辺の湿地植物群落については、国有林内であることから、林野庁においてシカ侵入防止ネットの設置などの事業を進める計画があります。
5	再生計画においてもシカの食害対策や外来種対策をしっかりとおこなってほしい。	1	自然再生事業の対象地域においては、現在のところシカの食害や外来種による被害は見られませんが、モニタリング調査を行い、これらによる被害が見られた場合には必要な対策を講じていきたいと考えています。なお、外来種対策については、「外から生きものを持ち込まない」こと等を基本ルールとし、ホームページや広報誌等で普及・啓発を行っていきたいと考えています。
6	オミナエシ等と特定の種を指定して再生計画を実施することには問題が多いと考え。	1	草原植物の代表として例示的にオミナエシをあげましたが、オミナエシ以外にもホクチアザミ、ツリガネニンジン、キキョウ等のススキ草原構成種の再生を行う計画です。

## 氷ノ山後山那岐山国定公園(兵庫県地域)の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご 意 見	件数	対 応 方 針
7	植栽に関しては、極めて厳密な意味での地域種を使用することを希望する。	1	植栽については地域に生育している個体から種子を採取し、これを栽培して植栽する計画です。
8	植栽のための地域種を増殖するにあたっては、単年度の契約では困難なので、複数年度の契約を行うことを希望する。	1	植栽のための地域種を増殖にかかる契約については、ご意見もふまえ、今後検討してまいります。
9	八チ北地域では、先大沼湿地(小沼)において、国内の他地域からミズバショウが移植されている。先大沼は大沼湿地に隣接しており、影響が懸念される。ミズバショウの除去を希望する。	1	先大沼のミズバショウの除去については、このミズバショウが人為的に移入されたものであり、自生のものではないことを伝えながら、人為による種の移入については十分慎重であるべきことの啓発について地元住民と協議しながら検討していきたいと考えています。
10	上山高原地域では、人工林の伐採や間伐が実施されているが、スギ植林地の保安林指定を解除し、自然再生の場所とすることを希望する。	1	上山高原地域におけるスギ植林地の伐採については、ブナ等の広葉樹の再生を目指す取組であることから保安林内での作業が認められており、現在、保安林内でも作業を行っています。
11	自然公園内の工事は、自然に対する悪影響をさけるための知識と技術をもった者が監督し、知識と技術を持った業者が工事に当たるべきである。そのような業者を育成し、認定し、発注するように希望する。	1	自然再生事業の取組については、可能な限り地域住民が主体となり、学識者、専門家等の助言をもとに人力によるきめ細かな手法で実施していきたいと考えています。
12	氷ノ山、扇ノ山は、兵庫県と鳥取県の県境に位置している。野生生物に県境は無関係である。両県の自然保護・保全・再生の諸施策が整合性を持つように協議のためのテーブルが作られることを希望する。	1	近隣県である鳥取県とはこれまでも情報交換を行っていますが、今後も情報交換を継続するとともに、必要に応じて協議を行いたいと考えています。
13	計画実施に当たっては、NPOを含む地元住民の意見を反映し柔軟に対処されることを希望する。	1	平成18年度に地域住民、NPO、観光協会、専門家、関係行政機関による「氷ノ山周辺地域保全・再生活動協議会(仮称)」を設け、情報交換を行いながら事業を進めていきたいと考えてます。